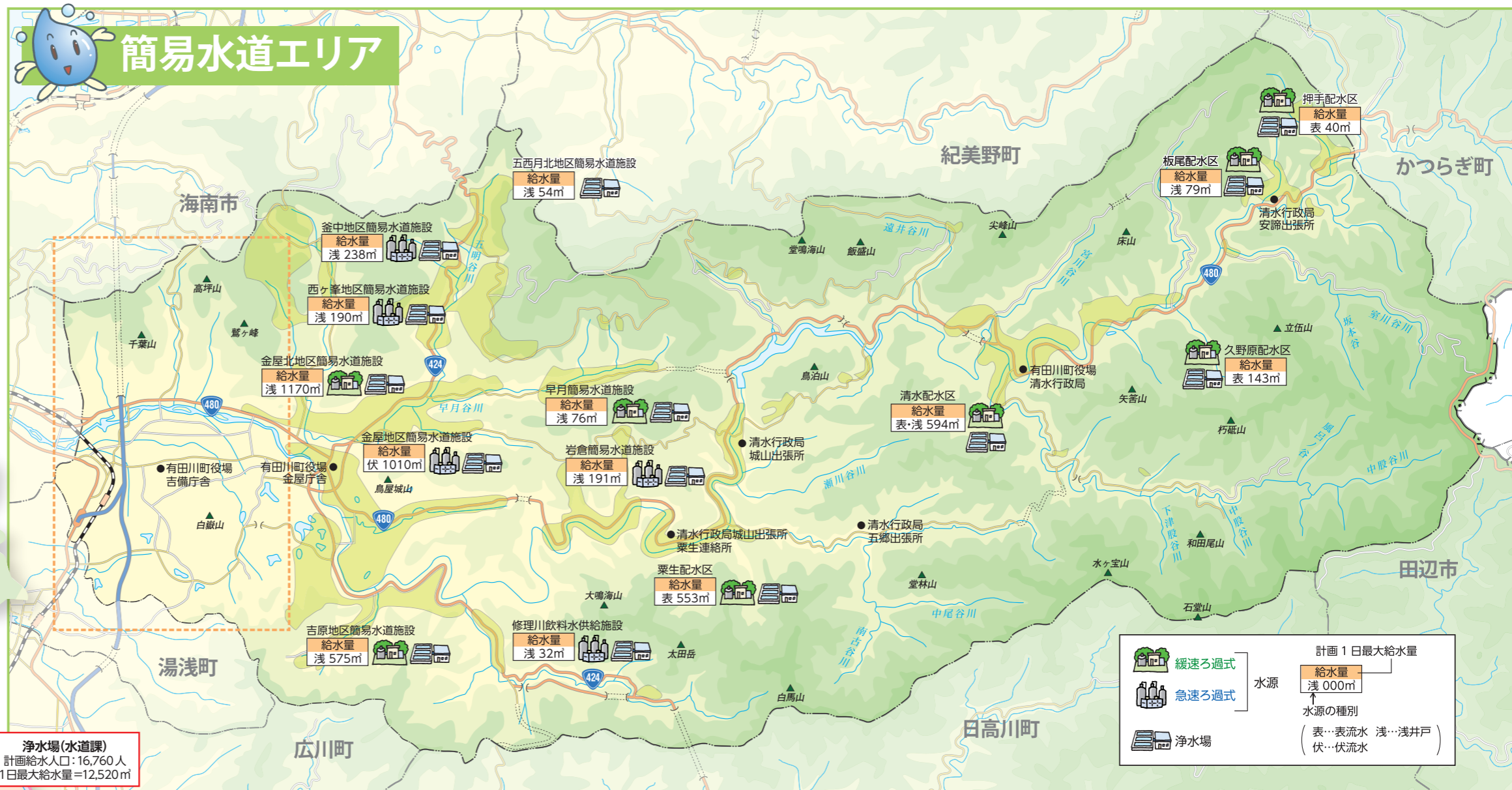
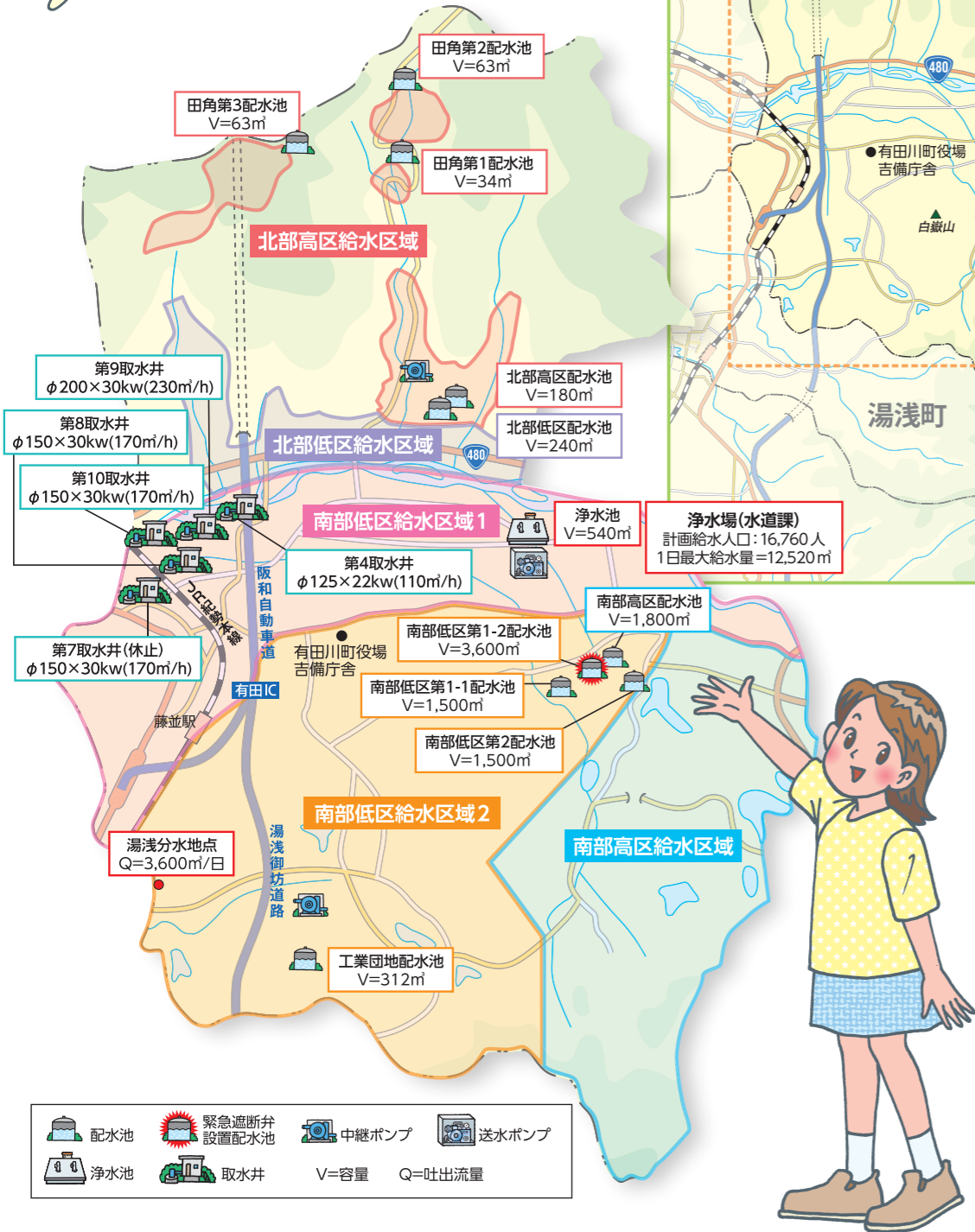


わたしたちのまちの上水道・簡易水道

有田川町では、上水道1箇所、簡易水道9箇所を運営しています。

水道法という法律では、水道事業とは給水人口100人以上の事業をいいます。また給水人口が5,000人を超える場合、上水道事業といい、5,000人以下にあっては簡易水道事業といいます。いずれの場合も水質の基準は同じに定められていますので、飲用としての違いはありませんが、地方公営企業法という法律により、水道事業会計と簡易水道事業特別会計に会計を分けて運営しているため、行政上は区分しています。

上水道エリア



取水井



水道課



送水ポンプ



Q
 緩速ろ過と急速ろ過はどう違うの?

A
緩速ろ過
 砂や砂利層に水を通し(ろ過)、汚れを取り除く方法です。
 4~5m/日 ろ過速度

急速ろ過
 凝集剤を用いて強制的に汚れを沈殿させた後、砂や砂利層に水を通す方法です。
 120~150m/日 ろ過速度

